

二事業主側

イ、名 稱 三批新組合為建築之事務員 清水組、下請負
 只代表者 下請負人 杉本心一
 ハ、資本金 約五百圓
 ニ、事業 建築工事、下請負
 ホ、企業系統 十二
 ニ、使用勞働者 二十一名

三勞働者側

イ、事業參加勞働者 九名
 ハ、應募勞働組合 自由勞働同盟大工職組合革運會
 ニ、事業參加者中組合加入者 全負
 ホ、事業發生ノ時

昭和五年四月三日

五、事業發生ノ原因

事業參加者ハ何レ又大工職ニシテ客月下旬以來就業中ノ元ノナルカ業務怠慢ナル為賃銀安ク且ツ工事落致ノ隙ニハ當然失業スルモノナリトノ原則ヨリ賃金値上其他ヲ要求シタルカ拒絕セラレタルニ發端セリ

六、要求事項並交渉状況

ハ、賃銀ヲ一日二月五十錢ニスルコト
 ニ、工事中材料ノ不足ヲ來サ、ルコト
 ホ、工事落致迄失業者ヲ出サ、ルコト
 ニ、三ヶ條ヲ噴願書トシ、本月三日勞働者側代表迫田稔ヨリ下請負人杉本心一ニ對シ提出シタルカ杉本ハ